主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人塩田省吾の上告理由について。

原審(引用の第一審判決を含む。以下同じ。)の確定した事実関係によれば、訴外 D が訴外 E から分筆前の原判示 a 番の b の一部であつた同番の c の分筆売渡を受けた当時、訴外 D は同番の c に隣接する d 番の e を所有しており、右 d 番の e は、さきに同番の b が同番の b ないし e に分筆されたことによりいわゆる袋地となつたものであつたが、その際同番の b および同番の f 上に原判示 B 通路が開設され、訴外 D は右 B 通路を通行して公路に出入しえたというのであつて、このように、 a 番の c は所有者を同一にする d 番の e および B 通路を経て公路に通じていたものである以上、 a 番の c はいわゆる袋地とはいえず、したがつて、上告人が a 番の c のためさらに所論のように囲繞地通行権を有するいわれはないものというべきである。そして、上告人が所論のように a 番の c の地上に新たに建物を建築するため原判示B 通路をもつてしては建築基準法に定める道路の要件をみたさないというのであれば、 d 番の b および同番の f の所有者に対して B 通路の拡張開設を求める権利を有するか否かは格別、原判示 A 通路について囲繞地通行権を有するにいたるものではない。右と見解を同じくする原審の判断は相当であり、論旨は、独自の見解に立つて原審の適法にした判断を非難するものであつて、採用しえない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 入 江 俊 郎

裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健一	郎